

第2章 計画の目的・位置づけ

(1) 計画策定の目的

我が国のまちづくりは、経済成長を続ける中、急速な都市化が進み経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を追求して来ませんでした。しかし、近年、量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会の中で、国は平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、美しい国づくりに向けた具体的施策として平成 16 年 6 月に「景観法」を、平成 20 年には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を相次いで制定しました。これら一連の国の動向は、美しく風格のある国土の形成や潤いのある豊かな生活環境の創造、活力ある地域社会の実現に積極的に取り組む決意表明であり、各自治体においても魅力あるまちづくりに向け積極的に取り組むことを求めたものでもあります。

本市は、平成 5 年 1 月に建設省（現：国土交通省）より、「うるおい・緑・景観モデル都市」に指定され、平成 9 年 1 月に「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」を策定し、都市緑化向上のための緑化事業の創設や地区計画などにより、住宅地の街並みと歴史的景観の融合を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、独自の景観まちづくりを進めました。平成 10 年 3 月には「緑の基本計画」を策定し、歴史・文化的、都市防災、生活と人づくりを視点として、地域の特性や資源を活かした都市緑化の推進を行政のみならず、地域事業所並びに、市民レベルでも実施し、市民の生活環境の向上を図って参りました。

また、本市は、特別史跡多賀城跡附寺跡に代表されるように、市域の約 4 分の 1 が埋蔵文化財包蔵地となっており、これらの史跡の保護とともに、歴史的景観の維持・向上を図ってきた結果、平成 19 年に「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選ばれました。

しかしながら、歴史的資源が身近にある住宅地において、建築物の意匠や建築物の高さ、色彩に関して、住宅地の街並みと歴史的景観が調和していない地域が見受けられます。このことは、これまで住民と行政が街並みの景観についての話し合いや取組みがなされていなかった結果によるものです。

このような現状を踏まえ、本市では平成 23 年 4 月に景観法に基づいた景観行政団体に移行し、同年 11 月には地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき「多賀城市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で市域の 3 分の 1 が津波で浸水し、大きな被害を受けましたが、平成 23 年 12 月には震災復興の指針である「多賀城市震災復興計画」を策定し、その中で生活再建と産業振興、災害に対応した安全安心の確保のもと、震災経験の伝承とまちの魅力向上を目指して、歴史、景観、文化を活かしたまちづくりの推進を復興施策に掲げました。

今後、多賀城らしい魅力的な景観形成を図るための景観まちづくりの推進に努めてまいります。しかし、「多賀城市景観計画」は、本市における景観まちづくりの理念や目標を定め、景観形成重点区域とその整備方針を明らかにし、市民、事業所、行政の協働による取り組みの指針とするため策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「第五次多賀城市総合計画」及び「多賀城市震災復興計画」に即するとともに、関連計画である「多賀城市都市計画マスタープラン」及び「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の内容と整合を図りながら、本市の景観形成の目標、方針等を示すものです。

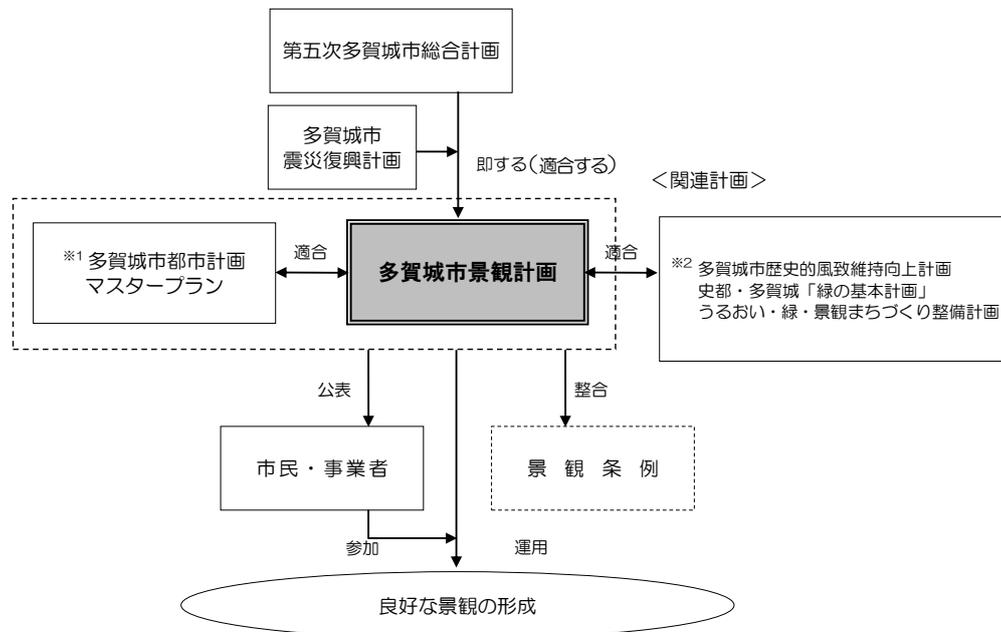


図 本計画の位置づけ

※1 多賀城市都市計画マスタープラン

多賀城市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、第五次多賀城市総合計画及び多賀城市震災復興計画等に即して本市の目指す将来都市像の実現に向け、都市づくりの理念、将来都市構造、土地利用の方針、各都市施設の整備方針及び各地域におけるまちづくりの方向性を明らかにするために定めるものです。

※2 多賀城市歴史的風致維持向上計画

多賀城市歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき定めるもので、文化財保護とまちづくりの緊密な連携による本市の歴史・文化資源を活用するまちづくりの基本方針として、文化財の保存と活用、都市・景観政策による各種の措置を定めています。

(3) 計画の見直し

景観形成は建築行為等の積み重ねによる長い期間を要するものであることから、本計画は将来目標を実現するために長期的な視点で策定したものです。しかしながら、景観まちづくりの取り組みの進捗等により計画内容に新たな事項を追加する場合や、社会的な大きな変化、上位計画及び関連計画の見直しなどにより、計画内容を変更する必要がある場合には適宜見直しを行います。